道路交通法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十号

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「中型自動車」の下に「、準中型自動車」を加える。

第四十五条の二第一項第一号中「第七十一条の五第二項」を「第七十一条の五第三項」に改め、同項第二号中「第七十一条の六第一項又は第二項」を「第七十一条の六第二項又は第三項」に改める。

第六十七条第一項中「若しくは第六項」を「から第七項（第二号を除く。）まで」に改め、同条第二項中「並びに」を「及び」に、「及び第六項」を「から第七項（第二号を除く。）まで」に改め、同条第四項中「若しくは第六項」を「から第七項（第二号を除く。）まで」に改める。

第七十一条第二号中「車いす」を「車椅子」に改め、同条第五号の四中「第七十一条の五第一項から第三項まで」を「第七十一条の五第二項から第四項まで」に、「若しくは第二項に」を「から第三項までに」に、「第七十一条の六第一項若しくは第二項又は」を「第七十一条の六第二項若しくは第三項若しくは」に改め、「普通自動車」の下に「又は第七十一条の六第一項に規定する標識を付けた準中型自動車」を加える。

第七十一条の五第三項を同条第四項とし、同条第二項中「この条及び次条において」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「ある者」の下に「、現に受けている普通自動車免許を受けた日以後に当該免許に係る上位免許（第八十五条第二項の規定により一の種類の運転免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができる自動車等（以下「免許自動車等」という。）を運転することができる他の種類の運転免許（第八十四条第二項の仮運転免許を除く。）をいう。第百条の二第一項第一号及び第三号において同じ。）を受けた者」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第八十四条第三項の準中型自動車免許を受けた者で、当該準中型自動車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年に達しないもの（当該免許を受けた日前六月以内に準中型自動車免許を受けていたことがある者その他の者で政令で定めるもの及び同項の普通自動車免許を現に受けており、かつ、現に受けている準中型自動車免許を受けた日前に当該普通自動車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年以上である者を除く。）は、内閣府令で定めるところにより準中型自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで準中型自動車を運転してはならない。

第七十一条の五の付記中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第七十一条の六中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第八十五条第一項若しくは第二項又は第八十六条第一項若しくは第二項の規定により準中型自動車を運転することができる免許を受けた者で政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該免許に条件を付されているものは、内閣府令で定めるところにより準中型自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで準中型自動車を運転してはならない。

第七十一条の六の付記中「第一項に」を「第一項及び第二項に」に改める。

第七十五条第一項第五号中「若しくは中型自動車」を「、中型自動車若しくは準中型自動車」に改め、「違反して中型自動車」の下に「若しくは準中型自動車」を、「同条第七項」の下に「の規定に違反して準中型自動車若しくは普通自動車を運転し、同条第八項」を加え、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第七十五条の八の二第一項中「中型自動車」の下に「、準中型自動車」を加える。

第八十四条第三項中「中型免許」という。）」の下に「、準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）」を加え、「九種類」を「十種類」に改め、同条第五項中「中型仮免許」という。）」の下に「、準中型自動車仮免許（以下「準中型仮免許」という。）」を加え、「三種類」を「四種類」に改める。

第八十五条第一項の表中型自動車の項の次に次のように加える。

準中型自動車	準中型免許

第八十五条第二項の表大型免許の項及び中型免許の項中「普通自動車」を「準中型自動車、普通自動車」に改め、同項の次に次のように加える。

準中型免許	普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

第八十五条第四項中「中型免許」の下に「、準中型免許」を加え、同条第五項中「中型免許」の下に「、準中型免許」を加え、「又は中型自動車」を「、中型自動車又は準中型自動車」に改め、同条第六項中「、中型免許」の下に「、準中型免許」を、「中型自動車」の下に「又は準中型自動車」を加え、同条第十一項中「中型免許」の下に「、準中型免許」を加え、同項を同条第十二項とし、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「受けた者」の下に「（準中型免許を現に受けている者を除く。）」を「中型免許」の下に「、準中型免許」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　準中型免許を受けた者（大型免許又は中型免許を現に受けている者を除く。）で、次の各号に掲げるものは、第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める自動車を運転することはできない。

一　二十一歳に満たない者又は大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しない者　政令で定める準中型自動車

二　大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年に達しない者　政令で定める普通自動車

第八十五条の付記中「第九項」を「第十項」に改める。

第八十六条第一項の表中「中型自動車」の下に「及び準中型自動車」を加え、同条第二項中「中型自動車」の下に「、準中型自動車」を加え、同条第四項中「中型免許」の下に「、準中型免許」を加える。

第八十七条第一項中「大型自動車、中型自動車」の下に「、準中型自動車」を、「中型仮免許を」の下に「、準中型自動車であるときは準中型仮免許を」を加え、同条第二項中「、中型自動車」の下に「、準中型自動車」を、「は中型自動車」の下に「、準中型自動車又は普通自動車を、準中型仮免許を受けた者は準中型自動車」を加え、同条第六項ただし書中「又は」を「準中型仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車若しくは準中型自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受け、又は」に改め、「、中型自動車」の下に「、準中型自動車」を加える。

第八十八条第一項第一号中「普通免許」を「準中型免許、普通免許」に改め、同条第二項中「普通仮免許」を「準中型仮免許及び普通仮免許」に改める。

第九十条第一項第一号の二中「認知症（」の下に「第百二条第一項及び」を加え、同項第七号中「第百二条第六項」を「第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受け、又は同条第六項」に改める。

第九十条の二第一項第一号中「中型免許」の下に「、準中型免許」を加える。

第九十六条第二項から第四項までの規定並びに同条第五項第一号及び第二号中「普通免許」を「準中型免許、普通免許」に改める。

第九十六条の二中「大型免許、中型免許」の下に「、準中型免許」を、「中型仮免許又は準中型仮免許」を加える。